



保存版 津田地区 平成27年3月作成

本チラシの次回作成は内容に変更があった時となります。それまで大切に保管下さい。

ごみの分別と正しい出し方

ごみは指定日の朝8時までに出してください
ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。
※生ごみ処理機・コンポスト容器購入に補助金制度があります。

ごみについてのお問い合わせは ■さぬき市生活環境課
☎(087)894-1119

燃えるごみ

ごみ袋に入る大きさに切って袋に入れて下さい。

- ▲台所の生ごみ (十分に水切りしてから出して下さい)
- ▲紙くず
- ▲庭木・落葉
- ▲ビデオテープCD
- ▲ゴム革靴類
- ▲ぬいぐるみ

家庭ごみ指定袋 (10枚入)
大 400円
中 300円
小 200円

資源ごみ

ペットボトル

PET1マークの付いているもの
中身を完全に出した後、水洗いし、栓やふたを取り外し、ラベルをはがして下さい。

カン類

アルミ缶、スチール缶、雑缶 (40cm以下)

ビン類

無色透明ビン、茶色ビン、雑ビン

紙類・古布衣類

新聞(広告含む) 10kg程度、ダンボール 80cm以下10kg程度、雑誌10kg程度、紙バック、古布

鉄類

鉄くず 80cm以下、針金、刃物、その他金属類

雑ごみ

40cm角サイズ未満
家電リサイクル対象品目を除く小型電気製品

粗大ごみ

40cm角サイズ以上

燃えるごみの収集日と地区

指定曜日の朝8時までに出して下さい。

曜日	地区名	自治会名等
月・木	鶴羽地区	大山、中谷、岡ノ端東、岡ノ端中、岡ノ端西、鶴部、塩出、東町
	津田地区	琴林、神野、松原、南船町、船町、山口町、栄町、本町(百十四銀行前)、久保(浜崎宅横)、新町(マルナカ店前)、城北、南羽立、北羽立
火・金	鶴羽地区	天神、隠谷、中町、西町東、西町中、西町西
	津田地区	伊勢町、旭町、久保(月・木以外)、本町(月・木以外)、新町(月・木以外)、寺町、北原、吉見、平畑、松尾、江泊、曽根、瀬の下、猪塚

分別収集ごみの収集日と地区

毎月	地区名	自治会名等
第2水	鶴羽地区	大山、中谷、岡ノ端東、岡ノ端中、岡ノ端西、鶴部、塩出、隠谷、天神、東町、中町、西町東、西町中、西町西
第3水	津田地区	琴林、神野、松原、南船町、船町、山口町、栄町、久保、本町、新町、伊勢町、旭町、寺町、城北(津田川より東)
第4水	津田地区	城北(津田川より西)、南羽立、北羽立、北原、吉見、平畑、松尾、江泊、曽根、瀬の下、猪塚

指定曜日の朝7時から朝8時まで分別ごみ集積場に出して下さい。
粗大ごみは処理用シールを津田支所または各自治会で購入後、よく見える場所に貼って出して下さい。

粗大ごみの直接持込が出来ます。

指定日の午前9時～午後3時

- 津田クリーンセンター 毎月第2木曜日 TEL 0879-42-1303
- 長尾(紙漕)粗大ごみ集積場 毎月第3土曜日 TEL 0879-52-2701

手数料は直接持込んだ際に現金でお支払い下さい。

家庭での日曜大工等の際に出る少量の石材、瓦、植木ばち、コンクリート類、レンガ類等の粗大ごみは、市指定のコンテナに入れて粗大ごみ集積場に直接お出し下さい。(事前に支所で手続きをしてください。その際にコンテナをお渡しします。)なお、1回あたり(有料)の排出数はお一人様1コンテナまでとさせていただきます。

廃食用油 (家庭からでる天ぷら油に限る) の回収をします。

回収日 毎月第2・第4火曜日 (8:30~17:00) (祝日の場合は回収はしません)

回収場所 津田支所庁舎東側公用車庫前

回収方法 指定容器を設置しておりますので、回収場所まで持ちこんで容器に移して下さい。

市で収集できないごみ

家電リサイクル法対象品目

不要になった場合は購入店へ、買い替え時には販売店へ、引き取りを依頼して下さい。

テレビ、液晶・プラズマ含む、冷蔵庫、冷庫、エアコン(室外機含む)、洗濯機、衣類乾燥機

パソコン

メーカーへ引き取り依頼して下さい。
メーカーのホームページ(www.pc3r.jp)で確認できます。

産業廃棄物

●産業廃棄物・土木、建築廃材・石材・瓦・コンクリート類・レンガ等
●有害物質および危険物類・劇薬・火薬・農薬・ガスボンベ・消火器等
●自動車・自動二輪車・原付二輪車・タイヤ・ホイール・バッテリー等
●漁網・ハウス用ビニール・農業用機械類等●動物の死体●感染性医療廃棄物(注射針・点滴針などの鋭利なものは医療機関へ返却して下さい)

買い替え時に引き取ってもらうか、販売店・専門業者に依頼して下さい。